

農産物等輸出拡大施設整備事業 交付金の配分基準について

4 新食第 1 9 3 5 号

4 農産第 3 4 6 9 号

令和 4 年 12 月 7 日

7 新食第 1 4 7 7 号

7 農産第 2 5 5 6 号

最終改正 令和 7 年 10 月 1 日付け

農林水産省大臣官房総括審議官

（新事業・食品産業）

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

農産物等輸出拡大施設整備事業については、先に農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 7 日付け 4 農産第 3 4 6 7 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。ただし、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4ただし書に基づき緊急に実施する事業については、要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡのメニュー欄に定める事業とは別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）及び農林水産省農産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

農産局長等は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱別紙様式1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の5の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1－1から6までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順）に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

（2）交付対象とする事業実施計画は、別表1－2－①及び別表1－2－②で算定した合計ポイントが16ポイント以上のものとする。

（3）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より2倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあつては、1年度当たり25億円

イ アに掲げる取組以外の要綱第3第2項に定める目的に係るものについては、1年度当たり20億円

（4）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

（5）各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の事業費の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

（6）都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の

事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては農産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 評価結果の反映は、要綱別紙Ⅰの第5の7の（6）に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（当該達成率が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。）に基づき行うものとする。

ただし、要綱第4第1項ただし書による緊急対策に係る要綱別紙Ⅰの第5の7の（6）に基づく評価結果にあつては、本項を適用しない。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達 成 度	ポイント
95%以上	+ 1 ポイント
80%以上95%未満	0 ポイント
40%以上80%未満	－ 1 ポイント
40%未満	－ 2 ポイント

第3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、要綱第4第1項ただし書による緊急対策における不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0 ポイント
5 %以上10%未満	－ 1 ポイント
10%以上	－ 2 ポイント

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月7日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」（平成28年1月20日付け27食産第4824号27生産第2396号27政統第493号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」に基づき、令和3年度までに実施した事業又は令和4年度以降に実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月27日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」（令和4年12月7日付け4新食第1935号、4農産第3469号大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長通知）に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1-1 (農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備)

メニューごとに整備する産地基幹施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、別表１－２のとおりとする。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別表 1－2－①（農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備）

農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備については、類別 1 又は 2 から 1 つの成果目標を立てるものとする。

なお、目標年度までの輸向け出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準となるもの又は輸向け出荷額若しくは輸向け出荷量が施設の取扱額若しくは取扱量のおおむね 1 割以上のものに限るものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通 ※本成果目標中において、 ①「H A C C P 等認定」とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定又は国際基準に整合している認証をいい、 ②「ハラール認証」とは、イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。	1	①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、輸向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸向け出荷量又は出荷額の増加割合 50%以上増・・・20ポイント 40%以上増・・・16ポイント 30%以上増・・・12ポイント 20%以上増・・・8ポイント 10%以上増・・・4ポイント 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸向け出荷額の割合 10%以上・・・20ポイント 9%以上・・・16ポイント 8%以上・・・12ポイント 7%以上・・・8ポイント 6%以上・・・4ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるG A P 認証（GLOBAL G. A. P.、ASIA GAP及びJGAP等の認証をいう。以下同じ。）を取得すること・・・2ポイント ③H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・2ポイント	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農産物に関しての輸出実績があること。・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果コン包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等 ・・・5ポイント ③輸出先の求めるG A P 認証を取得していること・・・4ポイント ④H A C C P 等認定を取得していること ・・・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること ・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査

	④ハラール認証を取得すること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑦H A C C P 認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2 か国目以降）・・（1 か国につき）2 ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2 品目目以降）・・（1 か国につき）2 ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6 桁番号の品目ごとに1 品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ⑫有機 J A S 等認証を取得すること ・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することは	を実施していること・・ 1 ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること・・・・・・・・ 5 ポイント ⑪有機 J A S 等認証を取得していること ・・・・・・・・・・ 4 ポイント
--	--	---

		できない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
	2	①輸出向け出荷額の増加額 2億円以上増・・・25ポイント 1億円以上増・・・22.5ポイント 5,000万円以上増・・・20ポイント 2,500万円以上増・・・17.5ポイント 1,000万円以上増・・・15ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は25ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP及びJGAP等の認証をいう。以下同じ。）を取得すること・・・2ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・2ポイント ④ハラール認証を取得すること・・・2ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること・・・2ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・2ポイント ⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・2ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）・・・（1か国につき）2ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目	・以下の①から⑫までの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む）が直近5年間に農産物に関する輸出実績がある・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等・・・5ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること・・・4ポイント ④HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有して

	以降) . . . (1 か国につき) 2 ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6 桁番号の品目ごとに1 品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること 2 ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること 2 ポイント ⑫有機 J A S 等認証を取得すること 2 ポイント ※現況値ポイントで②から⑤及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	いること 5 ポイント ⑪有機 J A S 等認証を取得していること 4 ポイント
--	---	---

別表１－２－②（農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備（不特定多数の産地から国産農産物を集荷する場合））

要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の（９）の民間事業者が、要綱別紙Ⅱ－１の第１の２の農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、類別３又は４から１つを必須とし、類別５から８までの中から１つ、合計２つの成果目標を立てるものとする。

なお、目標年度までの輸出向け出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準となるもの又は輸出向け出荷額若しくは輸出向け出荷量が施設の取扱額若しくは取扱量のおおむね１割以上のものに限るものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通	３	①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合 50%以上増・・・・・・ 5ポイント 40%以上増・・・・・・ 4ポイント 30%以上増・・・・・・ 3ポイント 20%以上増・・・・・・ 2ポイント 10%以上増・・・・・・ 1ポイント 新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 10%以上・・・・・・ 5ポイント 9%以上・・・・・・ 4ポイント 8%以上・・・・・・ 3ポイント 7%以上・・・・・・ 2ポイント 6%以上・・・・・・ 1ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②輸出先の求めるGAP認証を取得すること・・・・・・ 1ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・ 1ポイント ④ハラル認証を取得すること・・・・・・ 1ポイント ⑤輸出先の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること・・・・・・ 1ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さ	・以下の①から⑫までの中から１つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員又は委任管理者を含む。）が直近５年間に農産物に関する輸出実績があること ・・・・・・・・・・ 5ポイント ②輸出先の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等 米国向け梨の生産地域の指定等 ・・・・・・・・・・ 5ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること・・・・・・ 4ポイント ④HACCP等認定を取得していること ・・・・・・・・・・ 4ポイント ⑤ハラル認証を取得していること ・・・・・・・・・・ 4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・ 3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・・・・・・・ 2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・ 1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・ 1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合

	ない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・・・・・・・・1ポイント ⑫有機JAS等認証を取得すること・・・・・・・・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	・・・・・・・・・・5ポイント ⑪有機JAS等認証を取得していること・・・・・・・・・・4ポイント
4	①輸出向け出荷額の増加額 2億円以上増・・・・・・・・10ポイント 1億円以上増・・・・・・・・9ポイント 5,000万円以上増・・・・・8ポイント 2,500万円以上増・・・・・6ポイント 1,000万円以上増・・・・・4ポイント ・上記に加え、以下の②から⑫までを選択できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイント	・以下の①から⑪までのの中から1つを選択するものとする。 ①事業実施主体（その構成員又は委任管理者を含む。）が直近5年間に農産物に関する輸出実績があること・・・・・・・・・・5ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること（例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等

	トを上限とする。 ②輸出先の求めるGAP認証（GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP及びJGAP等の認証をいう。以下同じ）を取得すること ・・・・・・・・・・1ポイント ③HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・1ポイント ④ハラール認証を取得すること ・・・・・・・・・・1ポイント ⑤輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること・・・・・・・・1ポイント ⑥上記の②から⑤までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・1ポイント ⑦HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・1ポイント ⑧施設整備により輸出先国を追加すること（新規の取組の場合、2か国目以降）・・（1か国につき）1ポイント ⑨施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。 ⑩輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・・・・・1ポイント ⑪コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結すること・・・・・・・・1ポイント ⑫有機JAS等認証を取得すること ・・・・・・・・・・1ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで及び⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	米国向け梨の生産地域の指定等・・・・ ・・・・・・・・・・5ポイント ③輸出先の求めるGAP認証を取得していること・・・・・・・・4ポイント ④HACCP等認定を取得していること ・・・・・・・・・・4ポイント ⑤ハラール認証を取得していること・・・・ ・・・・・・・・・・4ポイント ⑥事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・3ポイント ⑦輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・2ポイント ⑧輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・1ポイント ⑨輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・1ポイント ⑩コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加している場合に、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有していること ・・・・・・・・・・5ポイント ⑪有機JAS等認証を取得していること ・・・・・・・・・・4ポイント
--	--	--

土地利用型作物 (稲)	5	・以下の①から⑤までの中から1つ選択するものとする。 ①輸出用に事前契約を行う面積を10%以上増加 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ②輸出用米の取扱面積のうち、複数年契約（3年間）を行う面積の割合を4ポイント以上増加 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント ③輸出用米の取扱数量のうち、生産コスト削減に資する多収品種（※）の割合を4ポイント以上増加 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント ※栽培試験の結果が事業実施地区の平均年収よりおおむね1割以上高い品種 ④輸出用米の取扱産地を1産地以上増加 5産地以上・・・10ポイント 4産地・・・8ポイント 3産地・・・6ポイント 2産地・・・4ポイント 1産地・・・2ポイント ⑤新たな輸出国の開拓 5カ国以上・・・10ポイント 4カ国・・・8ポイント 3カ国・・・6ポイント 2カ国・・・4ポイント 1カ国・・・2ポイント	・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。 ①輸出用に事前契約を行っていること ・・・・・・・・・・3ポイント ・さらに複数年契約（3年間）を行っている場合又は多収品種を輸出している場合 ・・・・・・・・・・2ポイント加算 （計5ポイント） ②複数産地の米を輸出していること 5産地以上・・・5ポイント 4産地・・・4ポイント 3産地・・・3ポイント 2産地・・・2ポイント ③複数の国に米を輸出していること 5カ国以上・・・5ポイント 4カ国・・・4ポイント 3カ国・・・3ポイント 2カ国・・・2ポイント
畑作物・地域特	6	・以下の①～④までの中から1つ選択	・以下の①から④までの中から1つ選択す

産物 (茶)	するものとする。 ①新たな輸出先国の開拓を1カ国以上とすること 5カ国・・・10ポイント 4カ国・・・8ポイント 3カ国・・・6ポイント 2カ国・・・4ポイント 1カ国・・・2ポイント ②輸出相手国における契約販売件数を1件以上とすること 5件・・・10ポイント 4件・・・8ポイント 3件・・・6ポイント 2件・・・4ポイント 1件・・・2ポイント ③輸出向け茶製品を1種類以上追加すること 5種類・・・10ポイント 4種類・・・8ポイント 3種類・・・6ポイント 2種類・・・4ポイント 1種類・・・2ポイント ④無化学農薬茶取扱指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬茶取扱指数とは、化学合成農薬を使用せず生産(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)した茶の取扱量を、当該年の全取扱量で除し、100を乗じた数とする。) 10以上・・・10ポイント 8以上・・・8ポイント 6以上・・・6ポイント 4以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント	るものとする。 ①輸出実績のある国数 5カ国・・・5ポイント 4カ国・・・4ポイント 3カ国・・・3ポイント 2カ国・・・2ポイント 1カ国・・・1ポイント ②輸出相手国における契約販売実績件数 5件・・・5ポイント 4件・・・4ポイント 3件・・・3ポイント 2件・・・2ポイント 1件・・・1ポイント ③輸出実績のある茶製品数 5種類・・・5ポイント 4種類・・・4ポイント 3種類・・・3ポイント 2種類・・・2ポイント 1種類・・・1ポイント ④直近の無化学農薬茶取扱指数が2以上。 (なお、無化学農薬茶取扱指数とは、化学合成農薬を使用せず生産(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)した茶の取扱量を、当該年の全取扱量で除し、100を乗じた数とする。) 10以上・・・5ポイント 8以上・・・4ポイント 6以上・・・3ポイント 4以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント
青果物	7 ・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。 ①輸送コスト 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・以下の①から③までの中から1つ選択するものとする。 ①輸送コスト低減のため、大ロット輸送に取り組んでいること・・・3ポイント ②輸出実績のある品目数 5種類以上・・・5ポイント 4種類・・・4ポイント 3種類・・・3ポイント

		②施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合は２品目目以降） １品目につき・・・１０ポイント ③新たな輸出国の開拓 ５カ国・・・１０ポイント ４カ国・・・８ポイント ３カ国・・・６ポイント ２カ国・・・４ポイント １カ国・・・２ポイント	③輸出実績のある国数 ５カ国・・・５ポイント ４カ国・・・４ポイント ３カ国・・・３ポイント
花き	8	・以下の①から④までの中から１つ選択するものとする。 ①輸送コスト １０％以上・・・１０ポイント ８％以上・・・８ポイント ６％以上・・・６ポイント ４％以上・・・４ポイント ２％以上・・・２ポイント ②施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合は２品目目以降） １品目につき・・・１０ポイント ③新たな輸出国の開拓 ５カ国・・・１０ポイント ４カ国・・・８ポイント ３カ国・・・６ポイント ２カ国・・・４ポイント １カ国・・・２ポイント ④輸出を行う生産出荷者数の増加 ３０％以上・・・１０ポイント ２５％以上・・・８ポイント ２０％以上・・・６ポイント １５％以上・・・４ポイント １０％以上・・・２ポイント	・以下の①から③までの中から１つ選択するものとする。 ①鮮度保持のため、低温流通に取り組んでいること・・・３ポイント ②輸出実績のある品目数 ５種類以上・・・５ポイント ４種類・・・４ポイント ３種類・・・３ポイント ③輸出実績のある国数 ５カ国・・・５ポイント ４カ国・・・４ポイント ３カ国・・・３ポイント

（注）成果目標で「販売額増加」を選択する場合の要綱別紙Ⅰの第５の７の評価における価格補正については、次の考え方にに基づき行うこととする。

補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数×目標年度の実績の数量

補正係数＝
$$\frac{\text{地域（県又は国）の事業実施前年度の販売単価}}{\text{地域（県又は国）の目標年度の販売単価（※）}}$$

※地域（県又は国）の販売単価については、地方卸売市場の取引価格や需給レポートなど、地域の実情に見合った資料等により把握する。

ただし、あらかじめ価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないこととする。

別表 2（農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設及び輸出物流拠点施設の整備）

達成すべき成果目標基準をいずれか2つまで選択できることとし、1つは【輸出の拡大】から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な市場等流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過（低温卸売場には、輸出物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）	・全売場を低温化する場合・・・7ポイント ・超過ポイント数が4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	・中央卸売市場が食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく認定を受けた流通合理化事業活動計画に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合・・・8ポイント
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。	・超過ポイント数が2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント	・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント

	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、2品目以上）する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント
効率的な市場等流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 ・中央卸売市場が食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第8条第1項に基づく認定を受けた流通合理化事業活動計画に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合・・・8ポイント ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	

		・維持管理コストの削減率が 14.2%以上・・・7ポイント 1.3～14.1%・・・3ポイント	点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント
	【輸出の拡大】 ・新規取組又は過去3年間で輸出実績がない場合は、当該市場における目標年度の取扱金額に占める輸出向け金額の割合が5%以上 (目標年度における輸出金額が国費の投入額を下回る事業は採択しないものとする。) ・既に輸出実績がある場合は、目標年度における輸出金額1億円以上、かつ、目標年度における輸出金額が推計値(過去の複数年度における輸出金額を基に算定する目標年度の推計値とする。)又は過去の輸出実績の最高値のいずれか高い値の1.5倍以上超過 (目標年度における輸出金額が国費の投入額を下回る事業は採択しないものとする。)	・割合が 15%以上・・・7ポイント 5～14.9%・・・3ポイント ・超過率が 2.0倍以上・・・7ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3ポイント	・当該整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目以上)する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント

別表 3（都道府県加算ポイント）

別表 1－1 から別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 3 までのポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

都道府県ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合は、産地競争力の強化及び食品流通のグローバル化の各政策目的から加算対象とすることができることとする。 都道府県において加算する 1 年度当たりのポイントは、2 ポイント（北海道にあっては、3 ポイント）に、第 2 及び第 3 に定めるところにより算出したポイントを加算したポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱別紙 I の第 5 の 7 による改善措置の指導を受けている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を 5 % 減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととする。

別表 4（フラッグシップ輸出産地加算ポイント）

別表 1－1 から別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 4 までのポイントの合計は 33 ポイントを上限とする。

加算ポイントの内容
フラッグシップ輸出産地として認定された産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輪国第 256 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）の施設整備である場合は、1 ポイントを加算できるものとする。

別表 5（卸売市場等における品質・衛生管理の高度化の取組による加算ポイント）

別表 2 に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 5 までのポイントの合計は 33 ポイントを上限とする。

卸売市場等における品質・衛生管理の高度化の取組による加算ポイントの内容
卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範を事前に策定し、地方農政局長等の確認を受けている場合は、1 ポイントを加算できるものとする。

別表 6（将来像が明確化された地域計画の連携加算ポイント）

別表 2 に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 6 までのポイントの合計は 34 ポイントを上限とする。

加算ポイントの内容

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち、「将来像が明確化された地域計画」※を受益地がある市町村の半数以上が策定している場合は、1 ポイントを加算できるものとする。

※「将来像が明確化された地域計画」とは以下の（1）及び（2）を満たす計画とする。

（1）農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

ア 目標集積率が、「現状の集積率」（以下「現状集積率」という。）を下回らないこと。

イ 目標集積率が 8 割以上であること。

ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

（ア）現状集積率が 5 割未満の場合にあつては、6 割以上であること

（イ）現状集積率が 5 割以上 6 割未満の場合にあつては、現状集積率から 10 ポイント以上増加するものであること

（ウ）現状集積率が 6 割以上の場合にあつては、6 割以上であること

（2）農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10 年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあつては、1 割未満であること

イ 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあつては、2 割未満であること